

広島藩における紙の専売制と三次紙方

川邊あさひ

- 一 はじめに
- 二 広島藩における専売制の概要
- 三 三次藩における専売制の展開
- 四 広島藩還付後の三次郡における専売制
- 五 専売制における三次紙方の役割
- 六 おわりに

【要約】

広島藩では御紙蔵を中心とし、領内における紙・楮の生産及び流通を管理していた。製紙は藩のほぼ全領域で行われていたが、三次地域、主として三次郡に注目すると、専売制度を円滑に行う上で必要な一つの機関として、三次紙方が置かれていたことが分かる。本稿では三次郡における紙の専売制の展開と、三次紙方の役割について検討する。

一 はじめに

広島藩において、紙およびその原料となる楮の生産・流通は、藩の管

理下に置かれていた。『広島県史 近世1』⁽¹⁾によれば、藩の統制は正保三年（一六四六）に「御紙方」が設けられたことに始まり、慶安承応の頃から紙漉に楮元銀（仕入銀）の前貸を行い、漉き紙は村ごと庄屋に集荷させ、見取（検査）の上強制的に買い上げるようになった。その後、抜荷や抜売買が起きたのを機に統制が強化され、元禄年間（一六八八～一七〇四）には領内の紙漉人を村ごとにすべて登録させ、その人数と抜紙の有無が毎年吟味されるようになった。そして、宝永三年（一七〇六）に紙座（後の紙蔵）を三川町に設けたことで、藩の専売制的統制策は確立したとされる。

紙座は享保年間（一七一六～三六）に紙漉場を合併して名称を紙蔵と改めるが、この紙蔵は、史料上「御紙蔵」と表記されるのが一般的であった。領内の他の一部の地域にも紙蔵と呼ばれる施設が置かれ、紙の出納が行われていたとみられるが、こうした紙蔵と区別するため、本稿では城下町にあり一役所として機能していた紙蔵を御紙蔵と称することとする。

すなわち、御紙蔵が中心となって、領内の紙・楮の生産から流通に至るまで管理していたことであるが、ここで重要なのは、地域により生産量が異なり、また流通面に影響を与える交通の条件などにも違いがあったということである。つまり、専売制下で行われた藩による種々

の取り組みも一様ではなく、各地域の特徴に応じた対応をする必要があった。たとえば、楮は藩が買い上げたものを支給するのが基本とされていたが、山県郡の太田筋の村々の場合は各自買い付けることが許されており^(二)、これは山県郡が領内の中でもとりわけ紙生産の主力地域として位置づけられていたことによる措置であったと考えられる^(三)。要するに、専売制が行われる中で各地域を個別に検討することは、藩の専売制度をより立体的に捉える上で必要な作業であると考えられるが、各地域の特徴や状況にまで踏み込んだ研究というのは、一部の自治体史で言及されている以外、管見の限りみられない^(四)。

そこで本稿では、三次郡を対象にこの点について考察を行いたい。三次郡は、本藩から独立した三次藩の領地であったという歴史を持つ。享保期における広島藩への還付という変動を経て、三次郡が広島藩の専売制の中でどう位置づけられていったのか、順を追って検討していきたい。

二 広島藩における専売制の概要

まず初めに、広島藩の紙・楮の専売制の全体像を『広島県史 近世1』より確認しておきたい^(五)。

藩で生産される紙には、諸口・半紙・杉原・奉書・海田など様々な種類があった。御紙蔵では需給状況に応じて漉かせる紙の種類と生産量などを決定し、各村の紙漉人に割り当てていた。ただし、地域ごとに得意とする種類は自ずと定まっていたため、それに応じた割り当てがなされていたようである^(六)。漉きあがった紙はすべて検査の上買い上げられ、

収納されたものには官印が捺された。御紙蔵へ集められた紙類は、領内で使用販売するもの以外は大坂へ送られて、大坂の蔵元によって売り捌かれることになる。一方で国元に残された紙は、家中に売られたり、特定の紙商人に払い下げられた。御紙蔵に納められた紙には印が捺されているため、印のない紙を扱うことは抜売買にあたり、堅く禁止されていた。

加えて、紙の原料となる楮についても、すべて藩によって買い上げられ、御紙蔵より紙漉人に支給することが定められていた。そのため、各自が栽培した楮を勝手に売買することはできなかった。

また、紙や楮の生産・集荷の責任者として、郡ごとに割庄屋格の紙楮支配役、村ごとに庄屋格の元締役をはじめ改役・見取役などの役人が任命された。専売制度がしかれる中で、当然抜荷や抜売りが問題となるのであるが、彼らはそれらの取り締まりや巡視を行うよう命じられたのであった^(七)。

広島藩の紙生産は、佐伯・山県郡を中心に、沼田・高宮・高田・安芸・賀茂・豊田・三次・三谿・三上・恵蘇・奴可・世羅・御調郡など、ほぼ全領域で展開していたのであるが、専売制度を担う組織に村役人をも組み入れることによって、生産から流通に至るまで管理下に置くことが可能となったのである。

三 三次藩における専売制の展開

寛永九年（一六三二）に浅野長治が五万石を分与され三次藩が成立す



第1図 三次藩領図 (色着きが三次藩領)
 (『三次市史 I』475頁 図4-7を元に作成)

る。三次藩は將軍から朱印状によって正式に領地が与えられ、本藩から独立した形式をもった藩であった。三次藩の領地は三次・惠蘇の二郡が大部分を占めており、この他大坂市場などへの荷物積み出しの便のため、瀬戸内海沿岸部やその中継地に飛領があった(第1図参照)。本章では、三次藩における紙の専売制の展開をみていきたい。

三次郡の中で特に生産が盛んだったのは作木地方であったが、その村々において紙の生産がいつから始まったかという点、三次藩が成立した頃にはすでに行われ、貢租体系の中に組み入れられていたことが指摘されている(九)。つまり、十七世紀前期には紙の生産が行われていたのであるが、専売制がしかれるようになるのは、松波勘十郎を登用しての藩政改革が契機となっていた。

三次藩の財政は、幕府から課せられる公役や自然災害などによる支出で、早くから厳しいものとなっていた。借金はふくれあがり、参勤交代のため藩主が江戸へ赴く旅費にも困るほどであった。こうした状況下で、元禄一二年(一六九九)に美濃国加納藩の庄屋出身である松波勘十郎を雇い入れて、藩政改革が行われることになる(一〇)。

改革の内容は、大坂市場への

廻米の増加、新藩札の発行、郷代官制の実施など多岐にわたったが、その内の一つが紙と鉄の専売制度の実施であった。これにより、同一四年(一七〇一)から三次藩で生産された紙と鉄は専売品として大坂へ送られるようになり、大坂での売却を通じて正銀の獲得が目指されたのであった。

松波勘十郎の改革は結果的に上手くいかず、同一五年には改革路線は中止されるが、鉄・紙の専売制はその後も温存されることになった(一一)。大坂へ廻送された後の専売品の取り扱いであるが、鉄と紙とで共通していたことが、享保三年(一七一八)頃に原型が成立したとされる「広島藩御覚書帖 四」(一二)の記述から伺える。

史料一 (一三)

一 惠蘇 郡御鉄

(中略)

一 大坂二而右銃并鉄売払候儀、彼地町人河内屋為左衛門 境屋庄左衛門支配仕奴可郡御鉄同前之請引二仕候

一 右両郡諸紙

一 惠蘇三次二而出来之紙大坂へ登せ様、先広嶋へ差出し夫方登せ申候、是又於大坂河内屋為左衛門 境屋庄左衛門支配仕奴可郡

御鉄同前二受引仕候

当史料より、大坂へ送られた鉄と紙は、大坂町人である河内屋為左衛

門・境屋庄左衛門兩人の支配の元、捌かれていたことが分かる。傍線部の「奴可郡御鉄同前」というのは、「商売仕候町人方入札払二仕候、代銀ハ其払候日方一兩日之内二買主方鴻池善右衛門へ請取せ申候」^(二四)と
いうことであり、すなわち、鉄または紙の商売をしている町人を集め入札払をし、落札した者が鴻池善右衛門へ代銀を渡していたことを意味する。鴻池は大名貸として知られ、鴻池善右衛門家は宝永年間（一七〇四〜一一）から広島藩の蔵元・掛屋を独占していた家にあたる^(二五)。三次藩の鉄・紙の代銀を鴻池善右衛門が受領しているところをみると、享保期に善右衛門は三次藩の掛屋としても活動していたと考えられる^(二六)。

鴻池善右衛門より借銀をし、専売品の売り上げをその清算に充てていたのだとすれば、松波勘十郎の改革を中止しても、鉄・紙の専売制がそのまま温存されたことも肯ける。厳しい経済状況が変わらない以上、鉄・紙の大坂での売却は、借銀をする上で必要不可欠になっていたというこ
とである。

このように、鉄・紙は三次藩の財政上、重要な商品として位置づけられていた。したがって、藩士の中にはこれらの集荷や輸送、売買の管理や事務を行う職務の者が置かれていたと考えられる。

三次藩の職制は明らかでない部分が多いが、地方に関する事柄を職務とする郡奉行が専売にも携わっていたようである。三次藩の郡奉行であった吉田孫兵衛は、享保三年の全藩一揆の際に糾弾された人物であるが、「三次領百姓騒動始終聞書」^(二七)の記述によれば、鉄方と紙方の御用を兼帯し、大坂に滞在する場合があったようである。鉄方、紙方御用というのが具体的にいかなる任務であったかは分からないが、先に述べ

たように鉄・紙は専売品として大坂へ送られた後の取り扱いが共通していた故に、兼帯が可能であったと考えられる。もともと、集荷や管理などの実務にあたったのは、郡奉行配下の藩士であったであろう。

また、「浅野長澄分限帳」^(二八)によれば、三次藩の「御紙蔵奉行」が広島に二人いたことが分かる。史料一によれば、漉き出した紙は広島に出した後は大坂へ運んでいたため、「御紙蔵奉行」は広島での紙の引き受けや整理を担当していたと考えられる。

以上、三次藩における専売制の展開をみてきた。本章の内容をまとめると、三次藩では多額の借銀を抱える中で、本藩と同じく専売制が採用されるようになった。紙と鉄は藩の重要な商品として位置づけられ、大坂に廻送され売却された。三次藩士の中にはこうした専売品を扱うことを職務とする者も置かれていた。

では、藩が廃絶して広島藩に組み込まれた後、三次藩でしかれていた専売制から何らかの変動がみられたのだろうか。次章で検討していきたい。

四 広島藩還付後の三次郡における専売制

跡継ぎに恵まれなかった三次藩は、享保五年（一七二〇）五月に藩主浅野長寔が病死したことにより広島藩へ還付された。その後しばらくは、元三次藩士は三次に留まっていたが、宝暦八年（一七五八）に広島への引越が命じられた。この時の様子が「芸備郡要集」^(二九)に記されている。

史料二 (一〇)

宝曆八寅年侍中初御家人末々迄一統御城下江引越被仰付、御城下ニ而者夫々江屋敷地被下候、此年四月三日從六丁目出火夜ニ入鎮、又翌日四日白神之森より出火、兩日之火事ニ而御家中侍屋敷・町新開共類焼多く、(中略)此焼跡之地面御普請方引請惣割替有之、明キ地之分を三次引越之面々へ被下、末々は自力を以町之内借宅致し追々妻子等を迎ひ、終に不残広島住居になる、其時三次に被指置候分者御鉄方を御歩行組番組小人類御紙方を兼今も在住 (一一)

傍線部の記述によれば、広島城下への引越が命じられた後も、専売品である鉄を扱う役人については「御紙方」を兼ねて、そのまま三次に留まることになったということである。

この「御紙方」を職務とする者は、どうやら江戸時代を通じて三次に置かれ続けたようである。明治期に作成された『芸藩輯要』所収の「御役之章程」(一二)は、幕末頃の広島藩の各役職および職務内容がまとめられている。これより、紙の専売に携わる職を拾い出すと次のようなものが挙げられる。

史料三 (一一)

①

一紙御奉行 楮方兼

日々御紙蔵役所へ出頭ス

郡中ヨリ差出諸紙ヲ引受、御用之余ハ御家中初メ市中紙商之者へ御

払方等之儀ヲ専務トス

②

一御紙蔵戸前役

諸紙之御仕入御払等御利潤ノ事ヲ整理ス

③

一御紙蔵詰

日々御紙蔵御役所へ出頭ス

諸紙ノ出納及ヒ御払方勘定等ノ儀御紙奉行ノ差図ヲ以テ之ヲ整理ス
入郡シテ諸紙差出及ヒ品柄ノ製造方申談儀モ有之

④

一三次在住紙方詰

同所ニテ漉出シノ紙ヲ引受此元御紙蔵へ相廻シ方等ヲ整理ス

①から③の者は、広島御紙蔵へ出勤し仕事を行う。中でも中心となるのが①の「紙御奉行」であり、その職務は郡中から差し出された紙を引き受けて、「御用之余」は家中や紙商の者へ売り払うこととある。この場合「御用」というのは、大坂へ廻送し売却する分を指しているであろう。そして、売買の利潤を整理するのが②の「御紙蔵戸前役」、紙の出納や勘定を担当するのが③の「御紙蔵詰」である。「御紙蔵詰」は入郡する時もあったようであるが、御紙蔵で職務をこなすが基本で

あったことが伺える。

こうした中で、三次においては④の「三次在住紙方詰」の者がおり、漉出した紙を御紙蔵へ送っていたということだ。なお、宝暦八年時には鉄方が紙方を兼ねていたとあったが、「御役之章程」によれば、「三次御鉄奉行」「三次御鉄方帖元」といった鉄方専任の役が記されていることから、幕末頃にはすでに兼務ではなくなっていたのではないかと思われる。

ここまでをまとめると、三次藩時代に置かれた専売品の取り扱いを担当する役が、広島藩に還付となった後も残されて、藩の専売制を構成する一つの機関となったことである。この機関は史料上「三次御紙方」や「御紙方」、「三次御紙蔵」などと表されるが、本稿では三次紙方という呼称を用いることとする。三次紙方が置かれていたのは郡の中心部である三次町内であるが、その具体的位置については明らかでない。三次藩の「御紙方」が三次町三勝寺の北側にあったことは確認できる^(二四)ため、三次紙方も同様の場所にあったのではないかと思われる。

なお、三次・恵蘇両郡の大坂での紙蔵元であるが、史料一の朱書に「享保十年方鴻池利兵衛」とあることから享保一〇年（一七二五）からは鴻池利兵衛に代わったことが分かる。鴻池利兵衛は享保六年（一七二一）から広島藩の紙蔵元を引き受けている人物^(二五)であるため、三次藩が廃絶した数年後に、別々であった紙蔵元が統一されたということである。

もつとも、本来広島藩と差異がみられた三次・恵蘇郡の紙の大坂での取り扱いまでもが、還付後に統一されたかについては明らかでなく、今後調査する予定である。

五 専売制における三次紙方の役割

史料三一④の記述によれば、三次紙方の職務の一つは三次で漉き出した紙を引き受けて、広島御紙蔵へ廻す手配をすることであったとみえる。しかし、漉き紙を集荷し廻送するだけであれば、他郡同様に第二章で触れた紙楮支配役・改役の働きがあれば、わざわざ三次紙方を置かずとも可能である。その上三次郡での紙生産が他郡に抜きん出て多かつたというわけでもない^(二六)。したがって、紙の集荷・廻送以外の働きも三次紙方に求められていたと考えるのが妥当であろう。そこで、本章では三次紙方の職務について検討し、藩の専売制の中でいかなる役割を果たしていたのか考察する。

三次郡下作木村で紙楮改役を勤めた菅家に伝来した菅家文書^(二七)には、三次紙方から出された書付が含まれており、その働きの一端が伺える。それらを見る前に、まず次の史料を確認したい。

史料四^(二八)

紙楮改役格

一 他領楮改所被

仰付

下作木村

富右衛門

当史料は下作木村の富右衛門が紙楮改役に任命された際のものである。ここで注目されるのは、紙楮改役に加え、他領楮改所とされている点である。広島藩では自国の楮が足りない場合、他領から楮を仕入れる

のであるが、石州半紙の生産で有名な石見国からは度々楮を買い入れていたことが複数の史料より知られ、それらは石州楮と称されていた。石州楮は江の川經由で運搬される場合があったため、石見国に近く江の川沿いに位置する下作木村（第2図参照）が、他領楮を改める場所として指定されたものと考えられる。つまり、他領楮の仕入れを行う上で重要な場所であったということを確認しておきたい。

そして、下作木村に着いた他領楮であるが、この取り扱いについて指示を出すのが三次紙方であった。史料五、六は共に、三次紙方から下作木村の紙楮改役に宛てて出されたものである。

史料五 (二九)

御買入石州楮①紙漉人別へ渡し、残早急三次御紙方へ不残繰出候様、取斗可申者也

三月十九日

三次
御紙方

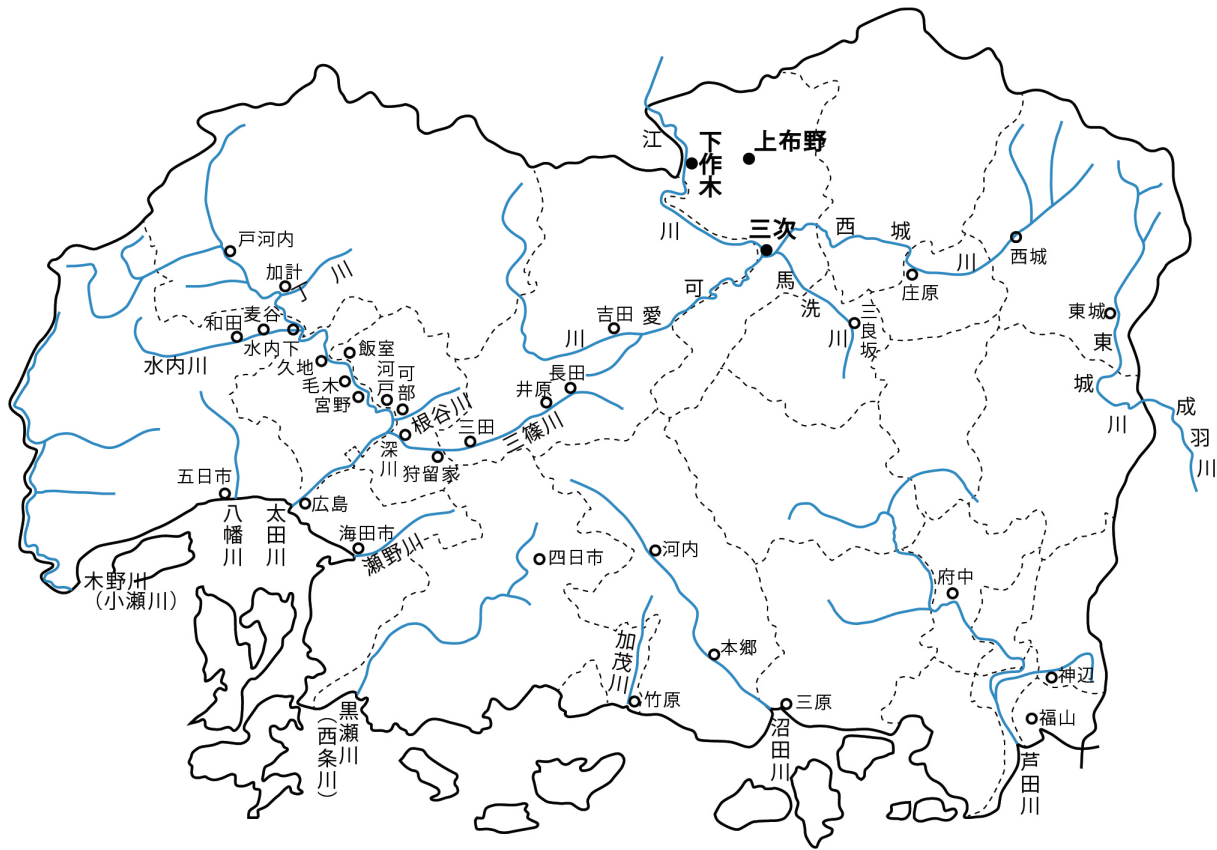
紙楮改役

下作木村

「（矢）」

史料六 (三〇)

石州御買入楮三拾駄其元着致候ハ、^②式百五拾貫目例之趣を以布野通り早急当御役所へ繰出、残六百五拾貫目左之村々人別へ直ニ受取罷出候様相達置候間念入相渡（後略）



第2図 芸備地域の主な河川（『広島県史 近世1』 869頁 図272を元に作成）

巳二月 御紙方^(三二)(印)

紙楮改役

下作木村

直吉

二月七日夕拝見

まず、「御買入」という表記から、石州楮は広島藩の購入によるものであったことを確認できる。また、傍線部①・②から、石州楮が下作木村の紙楮改役の元に届くと、三次紙方からの連絡を受けた紙漉人別が楮を受け取りに行き、残りの楮については三次紙方へ送付するのが基本であったとみえる。楮を取りに赴く紙漉人別については、史料六にある「左之村々」というのがどの村なのか欠落しており分からないが、六五〇貫目という数からして、作木地方を中心とする三次郡の村々であったと考えられる^(三三)。また、三次紙方に届いた楮がどのように扱われたかについては、追って調査する必要があるが、楮の支給も御紙蔵の管理下にあったことを踏まえると、御紙蔵の指示を受けて必要に応じ各地域へ楮を送る手配がなされたと考えられる。

さて、こうした三次紙方による石州楮の手配であるが、三次郡内で利用するものだけに留まらなかったようである。領内全般で必要となった石州楮を江の川経由で仕入れる場合には、三次紙方が中心となっていた可能性が高い。一九世紀に起こった江の川の抜荷事件からその点を確認したい。

江戸時代、宿駅を維持存続させるため、江の川水運は津留めになって

いた。すなわち、下作木村に着いた石州楮をそのまま江の川で運ぶことは許されず、陸揚げして布野宿を経由する必要がある。しかし、陸路よりも水運の方が大量輸送に向いている上、一端陸揚げしてから宿駅を通すのは大廻りにもなり時間も経費もかかる。こうした中で、宿駅を維持すべき立場の藩が違反するという事件が起きた。藤村耕市「近世後半期の布野宿について」^(三四)より、当該事件の内容を確認したい^(三五)。

文政一二年(一八二九)二月に、広島藩の御紙方が買い付けた石州楮二千貫が、江の川を利用して高田郡三田谷へ送り、同所を経由して吉田町へ送られているのを、巡回中の布野宿の馬子が下作木村の港で発見し差し押さえた。そして、これまでも大量にこのルートによって輸送されていたことが判明した。この件で、御紙方野田三二は布野宿へ赴き、以来、石州からの仕入れ楮はすべて下作木村で陸揚げして布野宿経由とすること、駄賃もそれ相当の金額を支払うことを約束し決着をみる。ただし、江の川に接する高田郡川根・佐々部両村の紙漉職人が原料とする楮は例外扱いで江の川から直接搬入することを認め、その場合は布野宿へ連絡するという取り決めが行われた。

天保六年(一八三五)二月に、前述の取り決めにより、三次御紙方から布野宿へ川根村紙漉職人用の楮二千貫を川船で運ぶという連絡があった。その量の多さに不審を抱いた布野宿馬子が現地へ行き調べると、旧冬以来膨大な楮を御紙方が発注して、川根村や佐々部村を中宿にして吉田へ運んでいたことが判明した^(三六)。

以上が藩による抜荷事件の概要である。両年の事件では、共に正規のルートを通さずに高田郡吉田へ楮を送っていた。吉田は「芸藩通志」に

「諸貨相集りて、当郡第一の町なり」^(三六)と記されるように郡の中心地であり、広島城下へ通じる雲石路の宿駅である他、複数の往還道が吉田を通っていた。こうした物資の集散地として機能していた吉田に楮が送られたのは、吉田で楮を消費するためではなく、そこから各地域あるいは広島城下へ届けるためであったと考えるべきであろう。

文政一二年の一件に登場する「御紙方野田三二」は、菅家文書にも幾度か確認でき、三次紙方に勤めていたと考えられる人物である。つまり、野田三二が布野宿と協議を行ったということは、二千貫という大量の石州楮の仕入れと、各地域への支給を目的としていたのである。吉田までの輸送に、三次紙方が大きく関与していたことを示す。実際、天保六年に布野宿に対して高田郡へ楮を運ぶ連絡をしているのは三次紙方であった。こうしたことから、三次紙方の管轄は三次郡に限られたものではなく、他郡の紙漉村で必要とされる石州楮の仕入れ、およびその輸送も担っていたと考えられる。下作木村に他領楮改所が置かれたように、三次郡は他領楮を入手、手配する上で重要な地域として認識されていたということであろう。ただし、石州楮の仕入れは、陰陽を結ぶ石州往還を利用する場合もあり^(三七)、その際は三次紙方の管轄ではなかったようであるため、江の川経由での仕入れに限るとい点には注意が必要である。

石州楮の仕入れについてみてきたが、最後に他郡で漉かれた紙の集荷についても三次紙方が関わっていたことを確認しておきたい。次の史料は三上郡の紙楮支配役であった嘉九郎が三次紙方に提出した証文の写しである。

史料七 ^(三八)

奉差上證文之事

一 銀式貫目

右は塵紙買入御先銀として御貸下げ為し下され有り難く慥に拝借奉り候所実正明白に御座候、然る上は是より追々ちり紙買入御先銀速に払上げ申す可く候、万一異変の儀等有之候節は引負人へ引受毛頭少しも御厄介筋備へ奉る間敷候、其の為證文差上げ奉り置候所仍而如件

巳九月

拝借主

紙楮支配役

嘉九郎

受負人

庄原町

万之助

三次町

御紙蔵

史料には塵紙を買入れるための「御先銀」を嘉九郎が確かに受け取った旨が述べられているが、買入れという形で集荷された塵紙は、当史料の「解説」にある通り藩へ納められたと考えられる。そして、この証文が三次紙方に宛てて出されていることから、「御先銀」を三上郡紙楮支配役に渡したのは三次紙方であったことが分かる。史料七に対応し作成

された買入の状況を確認している文書^(三九)もあることから、三次紙方が三上郡で漉き出された紙の集荷についても監督していたと考えられる。これは、三上郡の庄原駅が三次まで四里という位置にあり^(四〇)、「御用紙」を運ぶ際に三次町を通っていた^(四一)ことが関係していたのであろう。

以上、三次紙方の役割について検討してきたが、三次郡以外で使われる石州楮の手配や、三上郡の紙の集荷などにも関わっていたことが確認でき、広島藩北部地域における紙専売制の一拠点となっていたと考えられる。

六 おわりに

三次郡を対象に、藩が紙の専売制をしく中で当該地域をどう位置づけていたのかを検討した。

三次藩領であった時代には、本藩と同じく紙は専売品として扱われており、鉄と共に重要な藩の商品として大坂へ送られ売却された。当然、藩士の中にはこれら専売品の取り扱いに携わる者も置かれていた。

三次藩が廃絶し広島藩領となった後も、こうした紙方の仕事を行う者が置かれるようになったと思われるが、紙方役所は三次紙方として同所で漉き出した紙の集荷や広島への廻送を担った。加えて、他領楮を買い入れて、領内の紙漉人別へ支給することは、紙の生産量を維持する上で必要不可欠なことであったが、他国に接した三次郡に位置する三次紙

方は、こうした他領楮の手配も担っていた。つまり、三次郡は他領楮の仕入れ・管理を行う上で重要な地域として位置づけられていたということである。また、三上郡で漉き出した紙の集荷も、三次紙方が管理していたとみえ、北部地域における円滑な専売制実施のために必要な一拠点として、三次紙方が機能していたと考えられる。

(注)

- 一 広島県『広島県史 近世1』一九八一年、五四三―五四四頁
- 二 前掲『広島県史 近世1』五四六頁
- 三 「芸備郡要集」に山県郡は「御紙蔵御用も諸郡に勝れ候」と記されている(廿日市町『廿日市町史 資料編2』一九七五年、七三頁)。

四 領内の商業に対する藩の統制は、後藤陽一「広島藩の商業統制」(魚澄先生古稀記念会『魚澄先生古稀記念国史学論叢』一九五九年所収)に詳しい。ただし、製紙については総括的な話に留まり、個別地域にまで踏み込んだ検討はされていないといえる。個々の地域における製紙については一部の自治体史で言及されている。たとえば、『廿日市町史 通史編(上)』(廿日市町、一九八八年)には紙生産が盛んであった佐伯郡の郡方における紙漉の様子や、郡方とは別に家老上田家の給知村での専売制の様子、廿日市の紙商事などが詳細に述べられている。また、『庄原市史 近世文書 天野屋(伊藤家)』(庄原市文化財協会、一九九四年)の紙楮関係史料の「解説」では、奉書紙が庄原地方の特産物であり藩主の関心も高かったことが述べられており興味深い。ただし、研究の余地がある地域が多いのが現状である。各地域の特色および専売制の中における位置づけの検討を蓄積することで、これまで明らかでなかった専売制の構造や問

題点などもみえてくるのではないかと考えている。

五 特に注がないものについては前掲『広島県史 近世1』からの引用による。

六 「芸藩志拾遺」(広島県『広島県史 近世資料編1』一九七三年) 三三三頁

七 広島県『広島県史 近世2』一九八四年、三三四頁

八 三次市史編集委員会『三次市史I』三次市、二〇〇四年、四七四―四七五頁

九 作木村誌編纂委員会『作木村誌』作木村、一九九〇年、二二四頁

一〇 前掲『三次市史I』四八八―四九五頁。改革の内容については同書を参照した。

一一 前掲『三次市史I』四九六頁

一二 当史料から一八世紀初頭の広島藩の大勢を知ることができる。原型が成立し

たのは享保三年(一七一八)の全藩一揆以前であるが、その後数度の補訂が

あり、貼紙による改訂もみられる(前掲『広島県史 近世資料編1』「資料解題」

より)。

一三 「広島藩御覚書帖 四」(前掲『広島県史 近世資料編1』一六一頁)

一四 「広島藩御覚書帖 四」(前掲『広島県史 近世資料編1』一六一頁)

一五 前掲『広島県史 近世1』一〇四六頁

一六 中畑和彦「鴻池善右衛門からの手紙」『みよし地方史』第一〇六号、三次地

方史研究会、二〇一八年所収)で紹介された鴻池善右衛門の書状には、善右

衛門を含む鴻池家の者が、三次藩主から諸品の贈答を受けたことが記されて

おり、三次藩と鴻池善右衛門との関係性が伺える。

一七 広島県『広島県史 近世資料編2』一九七六年、五七五頁。当史料は「天柱

君御伝記」巻之七に所収される。享保三年正月二十七日から約二ヶ月にわたつ

た三次支藩領の百姓一揆の勃発からその顛末までをまとめたものである(前

掲『広島県史 近世資料編2』「解題」より)。

一八 前掲『広島県史 近世資料編2』二七五頁。当史料は享保初年の「三次侍帳」

とあり、家老・旗奉行以下役職にしたがって知行高・扶持米および姓名を列

記している。三次藩の職制は他に明らかにする史料がないため重要な史料と

いえる(前掲『広島県史 近世資料編2』「解題」より)。

一九 当史料の成立年度は明らかでないが、享和元年(一八〇一)に再発した芸・

備御境論争に関する記事がみられるところから、これに近い時期に成立した

とされる。著者は郡務に熟知した藩の役人とみられる(前掲『廿日市町史

資料編2』「解説」より)。

二〇 「芸備郡要集」(前掲『廿日市町史 資料編2』六三―六四頁)

二一 前掲『廿日市町史 資料編2』六三―六四頁

二二 前掲『広島県史 近世資料編2』八〇七―八三三頁

二三 ①から④はすべて「御役之章程」(前掲『広島県史 近世資料編2』

八二三・八二六・八二七・八三三頁)より。

二四 前掲『広島県史 近世1』七四―頁掲載の図二三二「三次藩時代城下古図」

より。また、「三次御分地以後年代記」には、享保一五年(一七三〇)一〇

月一日に三次の三勝寺から出火し、上市へ移り御紙蔵まで焼けたという

記事がみられる(三次市史編集委員会『三次市史II』三次市、二〇〇四年、

五〇九頁)。

二五 「広島藩御覚書帖 四」の「広島嶋諸紙」の記述より確認できる(前掲『広島

県史 近世資料編1』一六〇頁)。

二六 生産高で目立つのは佐伯・山県郡であり、紙漉村の数もこの二郡は他郡に比

べて多かった。生産高および広島藩の紙漉村については前掲『広島県史 近

世1』五三六―五三七頁を参照されたい。

二七 本稿では、広島県立文書館の複製資料の菅家文書（P78／1 簿冊番号C2）を用いた。

二八 「紙楮改役格他領楮改所任命書」（広島県立文書館複製資料 菅家文書）

二九 「御買入楮三次御紙方へ繰出方二付申達書」（広島県立文書館複製資料 菅家文書）

三〇 「石州買入楮取計方申達書」（広島県立文書館複製資料 菅家文書）。なお、本

史料は楮を送る際に布野を通すことを強調している点から、後述する文政一二年（一八二九）の差縛があった後に作成された史料と考えられる。

三一 史料の内容から、この「御紙方」も史料五同様に三次紙方であると考えられる。

広島県の御紙蔵が出す場合には「御紙方」ではなく「御紙蔵」と称するのが通常である上、御紙蔵が用いる印は、本史料の「御紙方」が用いている印とは明らかに別のものであることが菅家文書の他の史料から確認できるため、「御紙方」は三次紙方であるとするのが妥当であろう。

三二 「芸藩志拾遺 六」（前掲『広島県史 近世資料編1』三七六頁）によれば、

半紙一丸の製造に対し楮一〇貫目、諸口紙一丸に対しては楮一八貫目の支給が定例の量であったようだ。つまり、史料六で紙漉人別に渡される予定の楮六五〇貫目は、半紙であれば六五丸漉けることになる。なお、紙の種類によっても異なるが、半紙の場合、一丸というのは六締（紙数一万二千枚）にあたる。

三三 藤村耕市『三次郷土史の研究』（三次地方史研究会、二〇〇八年）所収

三四 ここでは「御紙方」や「三次御紙方」など、藤村氏の論文に記されている表記をそのまま用いた。

三五 前掲『三次郷土史の研究』二〇八―二二一頁

三六 「芸藩通志卷六十四 安芸国高田郡二」（『芸藩通志』第三卷、国書刊行会、

一九八一年、一〇―一一頁）

三七 石州往還で荷物を運ぶ場合、山県郡中山駅を通る必要があったが、高田京子「近世後期芸北地方における商品輸送機構の変質過程」（芸備地方史研究会『芸備地方史研究』一六一、一九八七年所収）によれば、文化年間に御紙蔵が石州楮を脇道輸送させたとして中山駅に摘発されている。

三八 前掲『庄原市史 近世文書 天野屋（伊藤家）』四〇〇―四〇一頁

三九 「塵紙買上げ前払銀（二）」（前掲『庄原市史 近世文書 天野屋（伊藤家）』四〇一―四〇二頁所収）

四〇 『日本歴史地名大系三五卷 広島県の地名』平凡社、一九八二年、一二六頁

四一 「紙運賃値上願」（前掲『庄原市史 近世文書 天野屋（伊藤家）』三九八―三九九頁所収）より確認できる。

（かわべ あさひ 当館学芸員）